筑前町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月16日

筑前町長　田頭喜久己

筑前町規則第29号

筑前町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

筑前町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年筑前町規則第10号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改正後

別表第１（第16条関係）

事由	期間
（略）	
(11)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年度の６月から９月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの休暇の全部又は一部を

現行

別表第１（第16条関係）

事由	期間
（略）	
(11)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年度の６月から９月までの期間 内における町長の定める日を除いて任用期間20日につき１日（５日を超える場合は５日）

	使用することが困難であると認められる会計年度任用職員にあっては、一の年度の６月から10月までの期間）内における町長の定める日を除いて任用期間20日につき１日（５日を超える場合は５日）
（略）	

（略）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。